
○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 4 0 分）

◎議案第 4 5 号の上程、説明、質疑

○議長（土屋清武君） 日程第 9、議案第 45 号 平成 29 年度松崎町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（鈴木清文君） 朗読いたします。議案第 45 号 平成 29 年度静岡県賀茂郡松崎町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、松崎町監査委員の意見を添え、本町議会の認定を求めます。平成 30 年 9 月 4 日提出、松崎町長 長嶋精一。

以上でございます。

○議長（土屋清武君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第 45 号 平成 29 年度松崎町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

詳細は担当から申し上げます。

○議長（土屋清武君） 会計管理者は演壇で説明をお願いします。

（会計管理者 馬場順三君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで監査委員であります佐藤作行議員より発言を求められていますので、許可します。

（7 番 佐藤作行君 登壇）

○7 番（佐藤作行君） 発言の許可をいただきましたので、監査委員としての決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、町長から審査に付されました平成 29 年度松崎町一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、あるいは財産の管理は適正か、さらに、予算が適正かつ効率的に

執行されているかなどに主眼におき、関係諸帳簿及び証拠書類等の照合など、審査手続を実施したところ、その出納は適正かつ正確なるものと認められました。

また、本日の報告にありました、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を審査したところ黒字決算で、各比率とも基準値を下回り、良好な状態にあると認められました。

つきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、各審査意見書を提出しましたが、意見書は既に皆様のお手元に配付されておりますので、朗読は省略して、決算審査の報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（土屋清武君） 以上で監査委員の監査報告を終わります。

質疑の方法についてお諮りいたします。

質疑はまず、歳入全ての51ページまでについて、次に、歳出の議会費から122ページの農林水産業費まで、次に、歳出122ページの商工費から最後の予備費までと総括という4段階で進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑はこの4区分に従って進めてまいります。

申し上げます。質疑は資料名、ページ数、節の区分を明示し、要領良く的確な質疑をしてください。

また、答弁者に申し上げます。答弁者も資料名、ページ数を示し、簡潔でわかり易い答弁をお願いします。

まず、51ページまでの歳入全てについての質疑を行います。

質疑を許します。

○5番（藤井 要君） 暫時休憩願います。

○議長（土屋清武君） 暫時休憩します。

（午後 2時03分）

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○議長（土屋清武君） まず、51ページまでの歳入全てについての質疑を行います。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） 23ページ、一番下の方の地方消費税交付金一般税源分と社会保障財源分とありますけれども、これは補正予算額から減額になっているんですけど、どういうことか教えてください。

あとは、25ページの地方特例交付金、8款1項1目、減収補てん特例交付金ということで、どういうふうに算定が決まって来るのか・・・。

○議長（土屋清武君） 伴君、大きい声で言ってください。

○2番（伴 高志君） この特例交付金はどのように算定して決まってくるのかということをお教えてください。

○総務課長（山本稲一君） まず、最初に、23ページ、6款1項1目の地方消費税交付金の関係ですけれども、補正予算で200万円の減額をしておりますけれども、こちらは、地方消費税の・・・、消費税8パーセントのうちの国税分が6.3パーセント、それから地方の分が1.7パーセントございますけれども、1.7パーセント分、地方消費税の分の2分の1を市町村に交付しているものですが、2分の1が人口割、残りの2分の1は従業者数で按分をして交付されるというようなことで、人口が減ったことですか、それから、県全体の消費が落ち込んでいることとか、そういったことが影響して額が決定してくるものから、その額に見合う額を減額させてもらったということでございます。

それから、次のページの地方特例交付金ですよね。地方特例交付金につきましては、これは、平成18年～19年にいろいろ法律が改正されまして、児童手当の費用の関係ですとか、子ども手当の支給の関係、それから、あとは、住宅借入金等特別税額控除ということで減税の措置がされておまして、それらに伴う減収分を補てんして交付されるというものでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） 20～21ページ、町税の関係で、かなり改善されまして、それは収納機構みたいなものが関わっているということは承知しておりますけれども、まだまだ残っているわけで、例えば、個人の・・・、1款1項1目あたりの不納欠損額が・・・、前年度は

91万円位で23名分位あったと思うんですけども、今回は25万4000円ということで、これも65万円位減少しているんですけども、これはだいたいどのくらいの人数がまだ残っているのか。どういう処理をしているのかということと、それから、今度は、26～27ページくらいになりますか・・・、これも・・・、保育料の関係、負担金がありますけれども、収入未済額が、前年は31万円位が23万1000円、これは7万5000円位あるんですけども、27年度は1名位あったんですけども、この関係を少し説明お願いできればと思いますけれども・・・。

○健康福祉課長（新田徳彦君） それでは、私の方からも26ページ～27ページの保育料の関係の収入未済額23万1350円、こちらの内訳ということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、保育料の方は現年度分の保育料は1名で5万6000円ほど、それから、過年度分の保育料が3名おりまして、17万5000円という内容となっております
徐々にではありますけれども、一応納付をお願いしている状況でございます。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 21ページの未納者、30年度に繰り越した人数ということでよろしいでしょうか。

個人の町民税につきましては106名、法人町民税につきましては18名、固定資産税につきましては232名、軽自動車税につきましては52名というようなことになっておりまして、ちょっと固定資産税がかなりウエイトを占めているのかなとは考えています。

○5番（藤井 要君） 先ほど言いましたように、回収率はかなり向上しているんですけども、これに対しては、将来的にまたちょっと難しいとか、そういう関係・・・、これは不納欠損も減ってきているということもあるわけですけども、その辺はどうでしょうか。

それで、ついでと言ったらおかしいですけども、新田課長の方で、徐々に回収ということになりますけれども、同じく将来に向かって、不安等は・・・、大丈夫だろうとは思いますが、そこら辺をもう一度併せてお願いしたいと思っておりますけれども・・・。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 徴収困難案件ということでよろしいかと思います。

徴収困難案件につきましては、今現在、財産調査ですとか、法人の関係なんかでも登記簿の謄本なんかを取ったりして、実際法人があるのかどうかということを調査しております。

個人につきましては、財産調査をやった結果、今現在、差押えできるものは差押えしておりますけれども、やはりあまり差し押さえる財産もないというような方が多いようで

す。

それと、給料なんかの関係につきましても、差押えできる、できない金額が計算上決まっておりますので、それ以下の金額になりますと、給料の差押さえですとか、年金の差押えもできないものですから、そうしますと、やっぱり執行停止というような形で落としていくしかないのかなと考えています。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 保育料の関係でございますけれども、過年度分2名の方につきましては、町内の方ということで、徐々にではありますけれども、返していただいていると・・・問題は、現年度分の1名の方が、横須賀に転出されまして、一応文書等やっているんですけれども、なかなかちょっとコンタクトがないという状況の中で、うちの方も極力納めてもらうように努力をしているところでございます。

○5番（藤井 要君） これは、町長が詳しいから・・・、金融機関ということで・・・横浜の方だか東京の方だかどこかに行っちゃっていると・・・、これは、町長、なんかいいアイディア・・・、無理して・・・、子どもの費用が払えないということは家庭の都合があるわけですけれども、何とかうまい方法・・・。無理に取れというんじゃないですけれども、なんかうまい方法、アイディアはありますか。

○統括課長（高木和彦君） 町長にということですが、町長もいろいろ仕事柄なかなか貸付をしても返ってこなくて苦労したということはあると思います。

やっぱり税金とまたそういった関係とは違いますので、税務課の場合は、法に則った形であるでしょうし、使用料につきましては、やはりその方その方で・・・、特に保育料ですとか、そういうものについては、払いたくても払えないという事情に陥る場合なんかもあると思います。そこはケース、ケースで対応していくのが一般的ではないかなと考えます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） ちょっと私は、資料の方でちょっとお伺いしたいんですけれども、9ページであります。町税のところの2番目に固定資産税があって、前年比で1000万円近く落ちているわけで、滞納が231名あったという話があったわけですが、基本的に地価が下がっていれば固定資産税の入ってくる収入も減る、固定資産税も減るんでしょうし、また滞納があれば当然収納率が落ちるということで減るんでしょうけれども、基本的に町の地価の動向を考えると・・・、地価だけで考えると、収入の推移というのはおそらく

だんだん下がってくるのではないかと思うんだけど、そうすると、今後も・・・、自主財源としての分では固定資産税はかなり大きいと思うんだけど、そうすると、かなりまた今後依存財源に頼るような傾向になると思うんだけど、その辺の傾向をちょっと・・・、課長がどう判断しているのか、傾向を・・・、ちょっとお伺いしたいんですけども・・・。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 固定資産税の関係でよろしいでしょうか。

固定資産税の地価につきましては、やはり年々地価は下落しております。今年につきましても、2パーセント台、昨年と比べて下落しておりますので、もうちょっとこの下落傾向は続くのかなとは考えています。

不動産鑑定士に時点修正ということで毎年7月1日現在の地価の価格をみてもらっておりますけれども、この原因というのは、以前は津波の関係があったわけですが、それはだんだん落ち着いてきて、それよりも少子高齢化に伴いまして、若者層が都会に出て行ってしまいう関係で、宅地需要が極端に少ないというようなことをおっしゃっていました。

その関係で、地価の動きが少ないものですから取引も少ないと・・・、その関係で地価がだんだん下がっていくということで私どもは伺っております。

だから、少子高齢化が進むようでしたら、またこの地価というのは年々しばらくは下がり続けるのかなという懸念はもっております。

○3番（渡辺文彦君） いま、その少子高齢化中でどんどん人が減って、住宅需要がなくなって、これが地価の下落に拍車をかけているというような説明だったわけですが、そうすると、地方が生き残っていくには、やっぱり固定資産税がある程度入ってくるという、地価が上がるような施策が求められてくると思うんだけど・・・。基本的には・・・。人が増えてくるような・・・、そういう中で、課長はどういう施策を考えていますかね。どういう施策をするべきだと考えますかね。

○統括課長（高木和彦君） 税務課長の方でいくらがんばっても地価が上がるものではないわけで、それは、全体の経済の活性化等で土地の売買がある。また、道路等が・・・、例えば、縦貫道等ができて交通等の格が上がるとか、そういうことが要因するものではないかなと考えています。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 課長に求めたのは、現場にいる方にしてみれば、そういう実感できるものがあるのかなと思ったので、ちょっとお伺いしたわけですが、それはそれで結構です。

もう一つ、お伺いしたいところがございます。資料の次のページになるんですが、収入のところで⑭諸収入で延滞金・加算金及び過料が28年度に比べて大幅に減っているわけですが、これは皆さんが延滞もしないで払っているということなのか、それとも・・・、そういうことを意味しているのか、ちょっとその辺を確認したいんですが・・・。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 今年の延滞金は210万円ほど収入となっております。

昨年と比較しますと、昨年につきましては、高額な延滞金の収入がございました。この関係が2件高額のものがありまして、この分の延滞金だけでも500万円ほどの収入があったものですから、今年はもうそれがなくなってしまったというようなことで、210万円の収入人になったということでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） 29ページ、12款1項のところになりますけれども、町営住宅駐車場使用料とか、町営住宅使用料、過年度分の収入未済額が13万5800円ほど残っているわけですが、これは去年に比べて・・・、金額は少ないですが、アップしているんじゃないかと思うんですよね。そのところ・・・、そして、30～31ページになりますけれども、衛生手数料のところ、これも・・・、衛生手数料の58万4196円ですか、これは去年はなかったと思うんですよ。上がっていなかったと・・・、今回は・・・、去年というか、27年ですか、今回は58万4000円ほど上がっているんですが、これの明細等を説明願いたいと思いますけれども・・・。

○生活環境課長（鈴木 悟君） じん芥処理手数料のところですが、58万4196円の収入未済額があるというところでございます。

こちらにつきましては、30年3月分のごみ処理手数料を調定いたしまして、ごみ袋の事業者の方に5月11日までに納めてくださいということで出したわけですが、実質業者の方が納めたのが5月31日でございます、こちらは沼津の方で納めたんですが、最初に町の指定金融の方に入りましたのが6月4日でございます、その関係で、こちらの方が収入未済額となりました。

この業者につきましては、こちらの方の締め of 徹底の方をまた再度通知をしたところでございます。

○産業建設課長（糸川成人君） 28～29ページの町営住宅使用料の関係の収入未済額13万5800円ということですが、こちらにつきましては、1名の方の住宅費、住宅の方の8か月分、駐車場の4回分ということでございます。

こちらにつきましては、家庭の事情等いろいろございまして、いろいろ交渉している中で、今現在、分納ということでやっただいていただいていることとございます。

○5番（藤井 要君） この、例えば、駐車場6000円というのは、あそこの屋根つきの役場の駐車場じゃなくて、1か月1000円とかが、ずっとそれが延びているという・・・。

じゃあ、町営住宅の・・・、例えば、伏倉とかああいうところのやつですか。

○産業建設課長（糸川成人君） こちらに載っています駐車場使用料につきましては、町営住宅に附属する駐車場ということでございます。

過年度分が住宅使用料4万600円、駐車場使用料で6000円ということで、納入がされていますので、まずは、古い方から順に納めていただいているという状況でございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（伴 高志君） 27ページ、12款1項1目の交流拠点施設使用料、これは5万円というのが出ていますけれども、これは何件分の費用ですか。

それから、33ページ、13款2項1目、観光・防災Wi-Fiステーション・・・、これは外国人なんか来たりとかするので活用されているんだと思いますけれども、この整備にあたっての町の負担とそれ以外の補助があったら教えてください。

それから、37ページ、14款2項5目、商工費県補助金、観光施設整備事業補助金、これはこういった内容ですか。3つ・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） それでは、3件あったと思います。

まず、27ページのところでございます交流拠点施設使用料の件でございますが、こちらについては「ふれあいと一ふや。」の使用料、協賛会員1団体、毎年5万円ということで条例の中で規定されておりますので、協賛会員の1団体の5万円、こちらの収入ということとでございます。

それから、33ページ、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業補助ということと133万3000円ということとでございます。こちらは、歳出の127ページのところの財源に値するも

のになっているわけですが、内容でいいますと、旧岩科小学校のグラウンド、いま、広域避難地にもなっていますけれども、この旧岩科小学校のグラウンド入口付近へ公衆無線のLANを整備したという事業でございます。

いわゆる無線でのインターネット通信が可能なような環境整備をしたということで、対象経費の3分の2が国の補助をいただけるということでございまして、この3分の2にあたる133万3000円の収入があったということでございます。

続いて、37ページをお願いします。37ページの商工費県補助金、観光施設整備事業補助金ということでございます。こちらの・・・、今の国の補助金と同じ関係ですが、歳出でいくと127ページの財源にこちらがなってくるわけですが、内容といたしましては、長八美術館駐車場や道の駅花の三聖苑駐車場など町内の8か所に公衆無線LANを整備したものでございます。

そちらの整備に関しましての2分の1が観光施設の補助金でいただけるということでございまして、今回300万円という決算になったということでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 1点だけ教えてくださいませんか。

27ページの保健衛生費負担金で、備考の説明の中では、西豆救急医療対策事業負担金355万1000円の内容を教えてくださいませんか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 西豆救急医療対策事業負担金355万1000円、27ページになりますけれども、こちらは、西伊豆町さんと一緒に賀茂医師会の方に委託をしているということで、救急医療の関係ですね。

救急医療の関係で・・・。

（福本議員「どこへ委託・・・」と呼ぶ）

○健康福祉課長（新田徳彦君） 賀茂医師会です。

一応負担率は国勢調査の人口で・・・、総事業費が650万円、これを人口割というような形で負担を行っている状況でございます。

○6番（福本栄一郎君） いま、賀茂医師会へ委託と言うんですけれども、具体的に・・・、例えば、救急車ですよ。字で解釈していきますと・・・、119番にかけて、救急車が来まして・・・、そうなりますと、だいたい入院施設のある西伊豆町の健育会病院あるいは順天堂・・・、下田に行くことはないと思うんですけれども、その辺の絡みですか、具体的に教

えていただけませんか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） いま言われたのは、いわゆる二次救急で、この辺ですと西伊豆健育会病院と下田メディカルセンターですとか、伊豆今井浜ですとか、二次救急の拠点となるものですが、それはまた別途ですね。これは下田市の方で事務局になってもらって二次救急の負担金をこちらから払っております。それとは別にこちらは西豆地区の西伊豆健育会病院も含みますけれども、安良里診療所とか、そういった一次救急的なものの負担金ということで捉えていただければと思います。

○6番（福本栄一郎君） ちょっと、どうするこうするじゃないんですけれども、要するに、救急車を呼んで・・・、私なら私が救急車を呼んだ場合、救急車は無料ですよ。それで、保険証は当然持って・・・、後でもいいですが、精算する場合は、3割負担ですが、それ以外に・・・、その辺の絡みを教えてくださいませんか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） ちょっと言い方が足りなかったかもしれませんが、ここでの負担金というのは、休日、夜間の当番医の方へ支払うお金となりますので、そういうことでご理解ください。

○5番（藤井 要君） それでは、41ページと46～47ページの関係になりますけれども、これは、15款のところですが、1項1目、財産貸付収入ですが、この財産貸付収入も一般宅地貸付料を206万1000円、建物貸付料が9万8000円ということで、前年度に比べてやっぱりここら辺も貸付が減ってきているんですけれども、例えば、減った理由と・・・、これはどこか空きがでたのかとか、そういうことを聞きたいのと・・・、それから、先ほど言いました46～47ページの関係、これは桜田の土地の・・・、桜田沢川でしたか、あの災害ですか・・・、ありましたけれども、これは、一番下の雑入のところ・・・、これは雑入がちょっと2万円位増えたのかな。1118万1000円。

それから、違約金及び延納利息ということで、554万2000円、昨年は498万6000円位あったと思うんですが、これは桜田沢の関係、年利5パーセントだと思いましたがけれども、私も計算すると、ちょっと数字が自分の計算では違うんですが、ここら辺のところをもう少し詳しくお願いしたいと思いますけれども・・・。説明してもらいたいと・・・。

○総務課長（山本稲一君） 財産貸付収入の関係でございます。

一般宅地貸付料につきましては、宅地が25件それから駐車、車の関係で17件それから東

電、NTT、ドコモの方から収入が入っておりますけれども、例えば、工事をやって、資材置き場で土地をちょっと貸してくださいですか、そういった使用が入ってきますので、そういった面で増減します。

それから、一般宅地貸付料につきましても、固定資産税等々を参考に金額を決めさせていただいておりますので、額が上がったり、下がったりがございます。

○産業建設課長（糸川成人君） 46～47ページの雑入の中の違約金及び延納利息の中の収入未済額554万2560円ともう一つ、次のページの48～49ページの中の雑入、収入未済額の1118万1191円、こちらの方の関係につきまして、桜田沢川の工事の損害負担金の未収金ということで、かなり多くの金額が上がっているということになります。

すみません。先ほど言った47ページの方の554万2560円、こちらにつきましては、利息の方になります。利息の計算につきましては、すみません、平成15年分から残っているわけですが、それぞれ納期限から計算をして、平成29年3月31日、前年度末までの日数で利息5パーセントということで計算させていただいています。

49ページの方の1118万1191円のうちの元金ということで、1112万3237円、こちらの方が工事の損害負担金の元金ということになっています。

こちらにつきましては、鋭意納入の交渉をしているわけですが、なかなか話がうまくいかないと言いますか、納入の方がないというような状況でございます。

ただ、こちらの方は年2回ですけれども、催告書ということで送らせていただいて、内容については確認をしていただいているということでございます。

○5番（藤井 要君） これは、私もずっと前から追及していますし、言っていますけれども、これはもうずっとはじめの予定ですと年金をもらった度に2万円お金を返すというようなことになっている。このところちょっと入金がないんですね。当事者も高齢になりまして、なかなか難しい・・・、自分の生活があるということは・・・、難しいと思いますけれども、平成15年からになりますともう10年以上経っていますよね。

その間・・・、これが滞ってきたのが、まだ2年かそこらだと思いますけれども・・・、2万円ずつの・・・。

でも、利息が埋まるほどのことじゃなくて、反対に利息が増えていくような状態になっているわけですが、これは、このまま・・・、前にも言ったように、こういうのにそのまま載せていいのかなとか、入ってこないものを・・・、最終的には相続かなんかの時に

土地売買というか、町がもうもらっちゃうというようなこともあるかと思いますが、現状では、もうかなり難しいんですかね。このままの状態をずっとやらなければならないと・・・。

○統括課長（高木和彦君） 私も平成28年の時に建設課におりまして、交渉をいろいろしているわけですが、当事者が高齢また認知症で、最近ちょっと入院しまして、よその施設の方に入っています。また、息子さんもけが等をしまして、無職の状態になっているものですから、なかなか徴収については苦労しているところですが、年金の方から頂くということになると施設の入所費が払えないという状況もありますので、本人が財産があれば売ってもらってとかという提案をするんですけれども、なかなか処分できないような現状になっています。

○5番（藤井 要君） 財産はある程度あるけれども、処分できない状態ということでしょうか。

そうすると、最終的には、相続だって、相続放棄になる・・・、借金があつて、まかなえれば財産放棄すればいいわけですから、そうした時には、町が・・・、ほかのところになればもらえるということになりますけれども、これは、あれですか。

町というのは、なかなかそういう処分をあっせんしてやる・・・、そうしないと、これは・・・。最終的には利息をまけてやるよというようなこと・・・、町で可能・・・、民間と違って、可能であるか、可能でないかはちょっと私もわかりませんが、町がちょっと間に入って、なんとかそういう委託されたようなことでは・・・、ちょっと難しいんですかね。これはね。

町のやり方としては・・・。

○統括課長（高木和彦君） この対象者の土地というのが、昭和の初期頃に交換をしたようないろいろな経過がありまして、今の状態ですと、そのまま持っている土地を換価することができない状態です。ちょっとまた細かいことについては、何か機会がありましたら、建設課の方にご説明をさせていただきたいと思います。

○産業建設課長（糸川成人君） こちらの方につきましても長年問題となっているところですので、私の方も統括課長と相談しながら、いい方向を検討していければと思います。

○6番（福本栄一郎君） ちょっと担当の産業建設課、町営住宅の関係です。

○議長（土屋清武君） ページを言ってください。

○6番（福本栄一郎君） ページは29ページですね。町営住宅使用料、駐車場使用料、町営住宅使用料（過年度分）、駐車場使用料（過年度分）とそれぞれあって・・・、それに絡めて、49ページの雑入の中で、町営住宅合併処理浄化槽使用料38万5500円、真ん中よりちょっと下の方に町営住宅合併処理浄化槽使用料（過年度分）3000円とあるんですよ。ということは、考えますと・・・、部屋代、駐車場代、浄化槽代という3つに分かれてそれぞれ請求していると思うんです。

一般的に考えるならば、一般の個人でも全部駐車場込の1か月あたりの使用料はいくらという、要するに家賃です。

その辺が・・・、これを見てみますと、分離しているようですね。それで、それぞれ滞納が出ていると・・・、これはやはり町営住宅使用料として駐車場込み・・・、住宅は、駐車場は別としても、住宅につきものの浄化槽、トイレ、この辺の統合した家賃というのは・・・、3つを合せて・・・、駐車場がありますから、合わせての改善というんですか、改革というんですか・・・、その辺の考え方はないんでしょうか、お伺いいたします。

○産業建設課長（糸川成人君） 49ページの雑入の中の町営住宅合併処理浄化槽使用料、こちらは確かに新しい小坂住宅の合併浄化槽の使用料ということでございますけれども、もう一つ古い方の町営住宅につきましては、使用料というのがないものですから、新しく合併処理を・・・、新しい建物としてつくったときに建てたものですので、現在別になっているような形になっていると思います。

今後そういう徴収の方法ということで、やりやすい方法があればということで検討していきますけれども、こちらにつきましても、確かにここで数値的には出てきていないですけれども、1名の方が、使用料と同じ方が未納となっているものですから、合わせてこちらの方も徴収していくような形でやっていきたいと思っています。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 42ページになります。ふるさと納税の件ですけれども、この辺をちょっとお伺いしたいと思っています。

今年も予算で5000万円計上されているわけですがけれども、29年度も5000万円を計上して、結果的には2700万円・・・、約2300万円目標に届かなかったということなんでしょうけれども、予算というのは、歳入があつて歳出になっているわけだから、あまり・・・、希望で挙げるのは結構なんでしょうけれども、目標を達成しないような数字を挙げてくるのはいかなるも

のかと・・・、もし、挙げるならば挙げるだけの努力をしていただきたいというのがぼくの感想なんだけど、その辺に対しての考え方を伺います。

○企画観光課長（高橋良延君） 決算書43ページ、ふるさと納税のところでございます。2759万円ということでありますけれども、前年度、29年度は寄附件数が1451件、前年度より186件の減でしたけれども、寄附総額としては若干・・・、1万1500円ほどですか、ほぼ変わらずですけれども、若干の増・・・、前年並みということでございました。

前年につきましては、やはり返礼品・・・、町内の事業者に出していただく返礼品の充実といえますか、そういったことを図ろうという中で、29年度から新たに4事業者21品目返礼品として加えて、ふるさと納税のラインナップ、返礼品の拡充といえますか、それを図ったということでございます。

ただ、結果的に予算は当初で5000万円たてまして、最終的な補正のところでは2000万円を減額して3000万円という形にしたわけですが、当初の段階においては5000万円を目標にしてやっていきたいという形でたてました。

当然それに向けてどうしていったらという中で、前年度からも例えば、伊豆トレイルの参加の参加費をこのふるさと納税にしたりとか、いろいろな策は打ってきたわけですが、なかなか5000万円のところには届かなかったというところでございます。

ただ、29年度に向けてふるさと納税・・・、どんなことをやってきたかということになりますと、いま言ったように、返礼品のラインナップの拡充ということは、それはもとよりですが、ふるさと納税のPRが足りないんじゃないかということも一方では考えたわけでございます。

そうした中で、ふるさとチョイスという民間で運営しているふるさと納税の専門のホームページがあります。そのふるさと納税のホームページのトップのところに掲載してもらうような仕掛けをすとか、あと、例えば、我われがいろんなところに観光パンフレットを送っています。松崎に来たい方とかといったときに、観光パンフレットの請求があるわけですが、そういった中にふるさと納税のメニューを入れて、「ぜひ松崎のふるさと納税にご協力を」という中でも、29年度からそれはやっております。

そういった中で、ふるさと納税のやはりPR、これも含めて非常に大事ななと感じたわけでございます。

ただ、結果的にそのところは3000万円に届かなかったということについては、その目

標に届かなかったことについて、また中身を検証して、今後の改善に結びつけてまいりたいと思います。

○議長（土屋清武君） 暫時休憩します。

（午後 3時00分）

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

○議長（土屋清武君） 51ページまでの歳入全てについての質疑を続けて行います。

質疑はありませんか。

○2番（伴 高志君） 33ページ、13款2項4目、青年就農補助金、これは何人分の補助になりますか。それで、どういうふうに管理してやっているものでしょうか。

それで、次に、また27ページ、先ほど一度質問して、もう一度・・・、再質問になっちゃうんですけど、交流拠点の使用料、これが、回答が1団体ということだったんですけれども、普段はいろいろ会議とかイベントとか、そういうことでやっていると思いますけれども、これは、1団体ということに限るとするのは、どういうことでしょうか。

2点お願いします。

○産業建設課長（糸川成人君） まず、32～33ページの中の農林水産費国庫補助金の中の青年就農総合支援事業費補助金150万円でございますけれども、こちらにつきましては、1名分のものになります。

管理の方法といいますと、そちらにつきましては、年2回に分けて支給をしているわけですが、その支給をする前に県の担当も含めて経営の状況等を確認し、営農指導等を行っている状況でございます。

○企画観光課長（高橋良延君） 27ページ、交流拠点施設使用料ということで、先ほど協賛会員1団体ということで申し上げました。

この「ふれあいと一ふや。」の使用料につきましては、29年4月から設置管理条例を設けまして、使用料の規定とかを定めたものでございます。

その中で、会員登録というのができることになっています。会員登録といたしまして、町の活性化に繋がるような取り組みをしている、活動をしている団体といったものの団体

ですとか、私が言いました施設の目的に賛同して、協賛する団体、そういったことに分けてあります。

この中で、町の活性化に繋がるような活動をしている団体という・・・、その団体会員は4団体あります。こちらについては、使用料は免除でございます。規定でそういうふうに定めております。

それから、施設の目的に賛同しということで、規定の使用料を納めるものということで、先ほど私が言いました協賛会員ということで、こちらが1団体、これは1年につき5万円ということで料金をいただくような規定になっておりますので・・・、そういったことです。

ですから、よく夜集まってとか、昼間やっているのは団体会員という中でいろいろ「ふれあいと一ふや。」を使って活動しているというもの。

それから、あそこは地域おこし協力隊の活動の拠点になっているわけですがけれども、協力隊の活動の中で、あそこで会議をしたりとか、ワークショップをやったりというような活動をあそこでやっているということでございまして、料金としては、協賛会員の1団体、先ほど申し上げました、こちらの1年につき5万円を決算で上げているところでございます。

○2番（伴 高志君） この青年給付金のところはわかりました。年に2回のチェックがあって、それで計画に見合った形で助成金も執行されることだと思います。

それで、この交流拠点の方なんですけれども、課長の話ですと、4団体が免除という理由がよくみえなかったんですけれども、やっぱり移住・・・、交流というところで、必ずしも利益を出す・・・、収益事業ではないのかもしれないですけれども、この交流拠点にかけた改修工事からの費用で、そこから・・・、使っていきながら・・・、地域を盛り上げていきたいということですね。がんばってやっていると思うんですけれども、そのところで、町の収益として・・・、考えて・・・、利用料を取るというような考えは・・・、今後は・・・、あまりそういうことはないですか。どうでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 元々こちらの施設については、この「ふれあいと一ふや。」を使って、いわゆるサテライトオフィスという起業の場ですね。ここを働く場あるいはまちづくりの活動の拠点の場という形でこれを施設整備したというようなことでございます。

そういった中で、必ずしもここが収益を上げる、黒字に必ずしなくてはならない、どうのこうのということでは・・・、その目的としてはないのかなと・・・、そういう方をいかにこの「ふれあいと一ふや。」に呼び込んで・・・、現に、いま、「ふれあいと一ふや。」を使ってITのサテライトオフィス、テレワークをしている方が現にいます。

そういった方をぜひこの「ふれあいと一ふや。」の方で仕事をしてもらって・・・、そういったことが結局町の活性化、そういったものに繋がっていくということであると思いますので、こちらの方で・・・、当然これから協賛会員を増やすとか、そういった努力は、我われもいたしますけれども、ここにいろいろな団体が仕事をやりたいとか、そういう中でやって来てくれれば、そういった協賛会員も増えますので、そういった努力はしますけれども、必ずしもこのところが大きい収益を出してうんぬんという形・・・、そういう形ではないのかなというところでございます。

○6番（福本栄一郎君） 47ページのふるさと応援基金です。これはふるさと納税ですよ
ね。

すみません。43ページ、ふるさと応援寄附金2759万6500円、先ほどほかの議員から質問がありましたけれども、隣の西伊豆町・・・、12億円位ですか、そういうふうに伺っていますけれども、この僅か・・・、外部の道路を隔てた隣の町が12億円ですか・・・、数字が間違っていたらごめんなさい。確か、12億円だと思ったんですが・・・。

松崎町が2700万円、この差は何ですか。ということは、国の方で・・・、総務省の方で、疲へいしている特に地方・・・、新たな財源ですよ。国が考え、制度化して作ってくれたということがあります。

先ほど税務課長の回答で固定資産の評価がだんだん落ちてくる。税収が落ちてくる。金がなくてはいろんな施策が・・・、町長の施策が打てない。

いかにしてお金を稼ぐか・・・、明治維新政府じゃないけれども、殖産興業・・・、なんか事業を興せば仕事が増えてくる。この辺こそ・・・、もう一歩も二歩も踏み込んで、これこそアドバイザーを入れて、知恵を拝借したら・・・、私はいいと思うんですけども、その辺の考え方・・・。

あまりにも格差が大きい、隣と。

全国的には突出しているところもありますよ。焼津市みたいに・・・。日本で何番目というくらいに・・・、焼津市ですね。静岡県焼津市・・・。

この辺の考え方、こういった金を稼ぐ・・・、新たな財源を国で作ってくれたのを有効利用するために・・・、いかにしてお金を稼ぐか、それで、町長の施策を打てばいいじゃないですか。

子育て支援、高齢者支援等にですね。その財源を確保・・・、いかにしてお金を稼ぐかという・・・、まさに企業マインドだと私は思うんです。

その辺の考え方はないんでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 43ページのふるさと納税ということでありました。

西伊豆町は平成29年度で約11億円だったかと思います。こちらの方が2700万円ということでもありますけれども、この差ということでもありますけれども、西伊豆町については、ふるさと納税のだいたい5割以上、約6割と言っていましたけれども、それは水産加工品ということでございます。

そのところが、西伊豆にその地場の産業力があると・・・、いわゆる水産加工品を取り扱える、そして、事業者が自らそれをPRできるとか、そういった強みと言いますか、そのところは、ちょっと松崎のところと差があるのかなと感じております。

ただ、その地域の産業力をどう松崎でいかしていったらいいか、もっと伸ばしたらいいかということについては、今回6月の補正でも起業支援、松崎町で仕事をという方には、町は支援するという形も制度上取り入れました。

そういったことで、何しろそういった地場の産業をここでやっていただける、あるいは拡充していただける、そういった方が、松崎でよりやっぱり多くしたいなということで、今回の6月の補正でも上げたわけでございます。

そういった中で、やはりこのふるさと納税のところについては、一言で片づけられませんが、やはり地場の産業力、このところの違いと言いますか、ここをやはりいかに逆に伸ばしていくかということであろうかなと考えています。

○6番（福本栄一郎君） 予算を付けたからそのままほっぽかすじゃないんです。

率先・・・、いわゆるセールスマン、役場自らがセールスマンになって売り込む。全部トライしてもらいたいと思うんです。

ただ、予算を付けました。こういったものがあるからいらっしゃいませ。お客さん、いらっしゃいませ。希望がありましたら、補助金付けてやります。

こんなことじゃあ、どんかい予算を付けたって、予算書なんか何の価値もない。予算を

付けました。いらっしゃい。はい、付けます。

そうじゃなくて、積極的にトップセールスマンになって、売り込んでく。それで、地場産業を興す。

先ほど道の駅をやったでしょう。500軒くらい回ってマーケット調査を・・。それはそれでいいですけども・・。

これが一番収入財源なんです。目玉だと思うんですよ。地方においては。ほかには・・、かといって、税率を上げるわけにはいかないでしょう。住民税とか固定資産税の税率を上げるわけにはいかない。法的には許されますけれどね。ただし、法律の範囲内ですよ。

だけど、これは新たに作ってくれて・・、都会に行ったのを田舎に戻してくれるという・・、国が考えて制度化した一番いい財源じゃないですか。

これが、お金を入れて、地元の殖産興業を興して、産業を興して、なおかつ、施策が打ち出せる、まさしく、だから、西伊豆町は医療費の無料化、みんなこれをやっているじゃないですか、どんどん、この財源をもとにして・・。

ただ、****が水産業、それは結構です。だったらば、町がトップセールスで勧誘して、どうでしょうかと声をかけたらどうですか。これこそ、まさしくコンサルを入れたらどうですか、その辺の考え方をお願いします。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然我われも待っていることは全然考えておりません。先ほど言ったように、ふるさと納税をいかにPRしていくか、松崎にこういった魅力ある商品がありますということでのPRは当然してまいります。

そういった中で、最終的にこのふるさと納税の金額であったということは、やはり何かまだまだ足りない・・、当然町だけでできませんので、事業者もそのところはある程度町と事業者は連携しながらやっていかないと町だけじゃあそれで、セールスだけでいいのかどうかということもありますので、ここは事業者共々含めて考えていくと・・、あと、アドバイザーうんぬんということがありましたけれども、こちらのふるさと納税に対してアドバイザーをとる考えは今のところございません。

○6番（福本栄一郎君） その関係はこれで最後にします。

インターネットでPRしました、パンフレットを作りましたじゃあだめなんです。全国で1700市町村あるでしょう。みんなしのぎを削っている。だから、ユニークな・・、松

崎町ここにありというユニークをもって、トップセールスとして全国的に展開したらどうですかということですよ。

そのノウハウがなければ、アドバイザーを入れて、知恵を借りたらどうでしょうかということなんです。この辺はどうですか。もうこれで3回目ですから、やめますので・・・。

○町長（長嶋精一君） 私どもが考え、考え抜いてアドバイザー、コンサルを入れたと言っているのを平気で却下しておいて、全く別な案件でアドバイザー、コンサルを入れたらどうかという、そういう神経に非常に腹立たしさを感じます。以上です。

○1番（深澤 守君） 戻りますけれど、27ページの交流拠点施設使用料の話で、会員登録4団体とありますが、これは、差しさわりなければ、4団体の名称を示していただけませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） 団体会員の個別の、名称は差し控えさせていただきますが、どんな事業をやっているかということで申し上げます。

1つは、松崎町で文化プログラムを展開しているというような形。

それから、子育てのお母さん方が集まって、そこで子育てに関するいろいろな活動、そういうことをやっている団体。

あと、松崎の産物を使って、産品を使って、商品といったものを作っている団体。

あとは、スポーツ等を通じて、これは健康にも関することですけれども、スポーツと健康ということで、そちらも松崎町で活動している団体というようなことでございます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○5番（藤井 要君） いま、交流拠点の関係がありましたので、私も聞きますけれども、確かこれは、今の教育委員会にいる課長ですか、その時に、例えば、畳が6畳だか、8畳だか、その時の使用料が・・・、なんてその資料をもらった記憶があると思うんですよ。

そうすると、あれですか、これでいくと、団体さん・・・、そういう無償のところと、5万円だけ入っているということになると、ほかの一般の人たちは何も利用がなかったということになるわけですね。そういうことになるわけですね。お金が1円も入っていないわけですので、そうすると、PR不足か、それともそういう一般の人は入れないような、そういうシステムじゃないですけれども、なんか入りづらいようなところになっているのか。

そうすると、最初の目的がどんな目的かという・・・、私も先ほど・・・、今の例えば、規

則ですか、そういうのに無料であるという規則を見せられていないから、わかりませんけれども、もしそういう規則・・・、こういう規則でやっているんですと・・・、一般の排除じゃないですけども、受け入れる・・・、そのようなことを、どのようなことをやっているのか、そこを質問いたします。

○企画観光課長（高橋良延君） 私どもは、昨年の4月にこの管理条例を作ったと申し上げました。これを作った後に広報ですとか、回覧といった形で町民の方には「ふれあいと一ふや。」はこういった形でお使いいただけますよということの広報はしております。

そういった中で、一般の人は全くないのかということで、確かに料金、使用料は発生しておりますので、実際は、この協賛会員1団体の使用料ですけども、実際に、いま言った団体登録をしている団体、4団体あります。

それから、地域おこし協力隊とかが、町民を交えて何かイベントを企画したりとか、そういったことでは、一般の町民もそういった中であの「ふれあいと一ふや。」に来ているわけです。ただ、そのところは使用料は団体会員ではそれが発生しませんし、地域おこし協力隊が主になっていれば、一般会員がそちらに参加しても使用料は発生しませんので、実際のところ一般会員といたらおかしいですけども、一般の町民の方々もそのところは利用している。ただし、使用料としてはそういった規定により免除される適用になりますよということですので、それはご理解いただきたいと思います。ただ、広報はしております。

○5番（藤井 要君） 団体の中には一般の方もいるということで、広報に載せていますということですけども、課長、これは一般の人はもういないんですね。

課長、一般の人は相手にしていないと・・・、団体の人のがで入ってくれということですか。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然一般の方も利用していただきたいです。

そのイベント・・・、例えば、使用料を設けましたので、その使用料をお支払いいただいて、我われはこういうことを「ふれあいと一ふや。」でやりたいという申請があれば、それは一般の方にぜひ利用していただきたいなと思っています。

昨年度延べ867人ですかね。「ふれあいと一ふや。」を利用した方が・・・、そういったことでどんどん一般の方々もここを利用していただきたいと思います。

○5番（藤井 要君） 867名使ったということですけど、その中には一般も入っている

と・・・、これは、じゃあ、例えば、あそこは情報発信の場ですから、例えば、町内ばかりじゃなくて、よそ、海外にも発信ができるわけですね。そのようなこともインターネットを・・・、あそこはもうやっているわけですから、そこではそういうこともしているのか、それとも町内向けだけに今までやっているから利用がないのか、その辺はどうなんですかね。

○企画観光課長（高橋良延君） 我われもこの「ふれあいと一ふや。」をつくって、町内向けにはそういったように広報なんかでお知らせしてきましたけれども、やっぱり町外向けという中で、これはまたあとで載りますけれども、「ふれあいと一ふや。」のホームページを作成いたしました。

こういった目的で、こういったことでということで、町外の方も見られるような形で・・・、それを一つの・・・、呼び込む一つのツールとしてウェブサイトを作成いたしました、それによって活用、利用を呼び掛けてまいります。
